

第8回障害者総合支援法対象疾病検討会 開催について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 障害者総合支援法において、障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）、難病等の者とされており、この難病等については「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの」（※）とされている。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- この政令で定める一定の難病等（以下「特殊疾病」という。）については、これまで難病法における指定難病が追加等が検討される場合に、以下の要件をもとに、障害者総合支援法対象疾病検討会（以下「検討会」という。）において議論の上、追加等がなされている。

(これまでの特殊疾病の追加の経緯)	指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
平成25年4月 130疾病	①発病の機構が明らかでない	要件としない (ただし、他の施策体系が樹立している疾病は、障害者総合支援法の対象疾病からも除く)
平成27年1月 151疾病	②治療方法が確立していない	要件とする
平成27年7月 332疾病	③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
平成29年4月 358疾病	④長期の療養を必要とするもの	要件とする
平成30年4月 359疾病	⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする
令和元年7月 361疾病		

- 今般、指定難病の追加指定に係る検討について、令和3年5月以降、指定難病検討委員会（厚生科学審議会）において検討が開始されているところ。
- 指定難病検討委員会における指定難病の追加等に係る結果をうけ、特殊疾病の追加等について検討するため、検討会を開催し、特殊疾病の追加等を議論の上、決定する予定。

(検討会のスケジュール案)

- 令和3年9月7日 障害者総合支援法対象疾病検討会
- 障害者部会 10月中旬
- 令和3年9-10月 パブリックコメント
- 告示改正施行日 11月